

要介護認定を受けている方の 所得税・住民税申告の障害者控除について

要介護認定を受けている方で、利根町障害者控除対象者の認定基準に該当する方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、所得税・住民税申告の際、障害者控除対象者として所得から一定の控除を受けることができます。

なお、昨年「障害者控除対象者認定書」を交付されている方で、要介護度に変更のない方については、昨年交付された認定書の有効期限内であれば、そのまま使用することができます。

申請事項

- ・申請対象者
 - ① 令和2年1月1日以降、新たに要介護1以上の要介護認定を受けている方
 - ② 昨年「障害者控除対象者認定書」を交付された後の要介護認定において介護度に変更のあった方
- ・申請手続き
役場福祉課にある申請書に記入して提出してください。(要印鑑・家族代理申請可)
- ・認定書の交付について
後日申請者へ郵送します。
※「障害者手帳」の交付を受けている方は「障害者手帳」を提示することで障害者控除を受けることができますので申請の必要はありません。

利根町障害者控除対象者認定基準について

～ 障害者に準ずる者に該当 ～

- ① 要介護1および2の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度がAランク以上、または認知症自立度がⅡランク以上の方
- ② 要介護3の方で特別障害者の区分に該当しない方

～ 特別障害者に準ずる者に該当 ～

- ① 要介護3の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度がBランク以上、または認知症自立度がⅢランク以上の方
- ② 要介護4および5の方
- ③ ①、②の規定に関わらずおおむね6カ月以上臥床し、食事および排せつなどの日常生活に支障のある寝たきり高齢者(当該事項が記載された主治医の証明が必要です)

おむつ代の医療費控除について

おむつ代について「医療費控除」を受ける場合、医療機関の発行する『おむつ使用証明書』と『おむつ代の領収書』が必要です。要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、町で発行する『主治医意見書の内容を確認した書類』にて『おむつ使用証明書』の代用とすることができますので申請してください。

・対象となる方

- ◀医療費控除をはじめて受ける方▶
寝たきり状態で、なおかつ医療上おむつの使用が必要であると医療機関が認めた場合 → 「おむつ使用証明書」の交付が必要
- ◀要介護認定を受け医療費控除2年目以降▶
右記の主治医意見書の内容を確認した書類の交付要件を満たす方 → 書類の交付については町への申請が必要
- ※要介護認定を受けていない方は、医療機関の発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。
- ・申請手続き
役場福祉課に申請書を提出してください。
(申請書は窓口にあります。家族代理申請可)

・主治医意見書の内容を確認した書類の交付要件

- ・直近の要介護認定において主治医が作成した書類(主治医意見書)の記載内容のうち、障害自立度がBランク以上に該当し、尿失禁の可能性が「あり」と記載されている場合のみ交付対象となります。
- ・※主治医意見書にて前述の確認ができない場合には、町では当該書類を交付できませんので、医療機関より「おむつ使用証明書」の交付を受けてください。
- ・書類の交付について
後日申請者へ郵送します。

国民年金
あれこれ
「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料の控除となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。
社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。
このため、日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発送されますが、国民年金保険料を納付された時期によって送付時期が異なりますので、ご確認をお願いします。また、送付された控除証明書は「必ず大切に保管して、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。」
送付時期は左記のとおりです。

- ① 令和2年1月1日から
令和2年9月30日までに納付された方

→ 11月上旬に発送

- ② 令和2年10月1日から12月31日までの間に、
今年はじめて納付された方

→ 翌年2月上旬に発送

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会や、控除証明書を紛失された方は、ご本人のマイナンバーもしくは基礎年金番号をご用意のうえ、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

問い合わせ先

・ねんきん加入者ダイヤル

- ☎0570-003-004 (ナビダイヤル)
- ☎03-6630-2525 (050から始まる電話の場合はこちらから)
- 月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時
- ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

・土浦年金事務所

- ☎029-825-1170 (自動音声案内に従って【2】→【1】をダイヤルしてください。)

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

■ 対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

- 以下の要件をすべて満たしている必要があります
- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 以下の要件を満たしている必要があります
- ✓ 前年の所得額が約462万円以下である

■ 請求手続き

- ① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。
- ② 年金を受給しはじめる方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

■ 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めるともありません。
- 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『ねんきんダイヤル』：0570-05-1165 (ナビダイヤル)

年金給付金 検索

請求手続きはお早めに!

